

欠損金の繰戻しによる還付制度

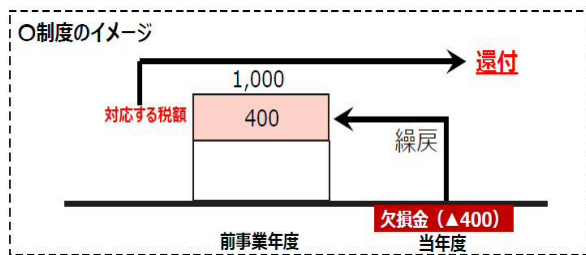
【欠損金の繰戻し還付】

前事業年度に黒字だった法人が、経営悪化などで当事業年度に赤字になった場合、前事業年度に納付した法人税の還付を受けることができる制度があります。

青色申告書である確定申告書を提出する事業年度に欠損金額（税法上の赤字の金額）が生じた場合において、その欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に繰戻して法人税額の還付を請求できる制度です。

この制度は、中小企業者等が対象となります。

（資本金または出資金の額が1億円以下の法人で、資本金が1億円超の大規模法人に株式の50%以上を保有されていない、または、複数の大規模法人に株式の2/3以上を保有されていない法人のことです。）



<経済産業省 HP より>

【新型コロナ租特法による適用対象範囲の拡大】

欠損金の繰戻し還付の制度は資本金の額が1億円を超える法人については適用できないこととされていましたが、新型コロナ租特法により**資本金1億円超10億円以下の法人についても、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について、適用することが可能となりました。**

ただし、大規模法人による100%子会社、及び、100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

【災害損失欠損金の繰戻し還付】

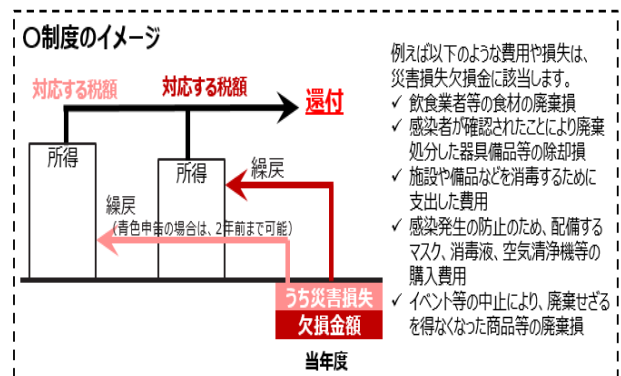
上記の他、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により損失が発生した場合には災害損失欠

損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けるこ

とができます。この制度では、中小企業者等以外の法人も対象になります。

災害があった事業年度、または、その事業年度の間申告時に、棚卸資産や固定資産等について発生した損失の金額（災害損失欠損金額）が生じた場合において、その災害損失欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内（青色申告書を提出する場合には、前2年）に開始した事業年度に繰戻して法人税額の還付を請求できる制度です。

国税庁のFAQでは、新型コロナウイルス感染症に関連した災害損失金額に該当する具体例が公表されています。（下図参照）



<経済産業省 HP より>

【制度のまとめ】

これらの制度の適用を受けるには、欠損金額の生じた事業年度の確定申告書に、還付請求書を添付して提出する必要があります。

また、青色申告書を提出する中小企業者等に欠損金額と、災害損失欠損金額の両方がある場合には、その合計額について適用が可能です。

ただし、これらの制度の対象となるのは国税のみで地方税は対象となりません。地方税については「欠損金の繰越控除」が適用されます。

これらの制度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経営が悪化してしまった場合に資金繰り面で非常に有効となる制度です。

詳細やご不明点は、朝日税理士法人の担当者までお問い合わせ下さい。

（文責：関内本店 飯野和美）